

5 Jアラート発信時において

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それから身を守る行動をとる。

学校にいる場合

【校舎内の対応】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、児童を窓からなるべく離れさせ、床に伏せたり、机の下に入らせたりして頭部を守らせる。

【校舎外の対応】

校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守らせる。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難させる。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難させる。
- 校外活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、計画時に確認しておく。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。
- 児童生徒等に対しては、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。

【遠足・校外学習でのバス等における留意点】

- バス乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があるため、車を止めて近くの建物や地下等に避難し、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守らせる。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守らせる。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくないが、ミサイル発射情報など、聞こえてくる音を注意深く聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考える。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達はまずホームページ、メール配信を行い、安否確認の方法は電話で行う。また電気が不通となり使用できないときは、校内・校外の掲示板、避難所開設時用緊急電話にて行う。(P6 通信手段について)
- 自宅内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

非常変災時における措置について（保存版）

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合、児童の安全確保のため、以下の措置をとります。

1 午前7時現在

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

（9時35分までに集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。（10時40分までに集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。）

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

4 登校後

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

5 留守家庭児童会室

午前9時から午前10時の間に解除されたときは、午後0時15分から開室します。また、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり、午後1時15分から開室します。（お弁当の有無等の詳細は、留守家庭児童開室にご確認ください。）

6 枚方子どもいきいき広場

いきいき広場についても、この度の学校の対応に準じて、非常変災時における中止の取り扱いから、「大雨警報」を除きます。

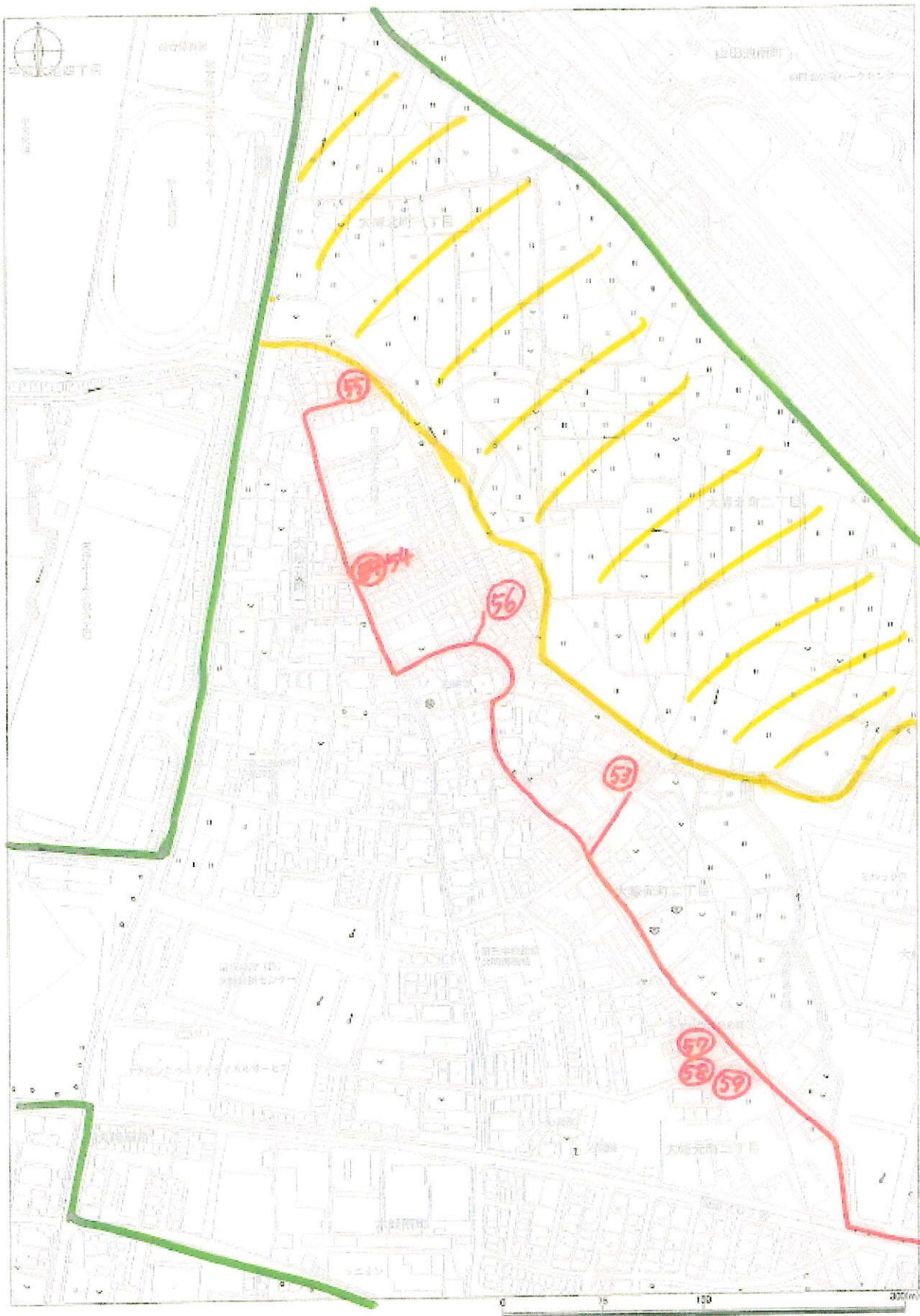
※学校への問い合わせは、混乱をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断ください。

※今後、台風接近時等でも、同様の措置を取ります。新たなお知らせは致しませんので、各家庭

でこのプリントを1年間保存してください。

6 土砂災害警戒区域入りの通学路

非常時変災時の登下校は土砂災害警戒区域に近づかないように、登下校するよう心掛ける。



14. 津田小 1 / 7

内部資料



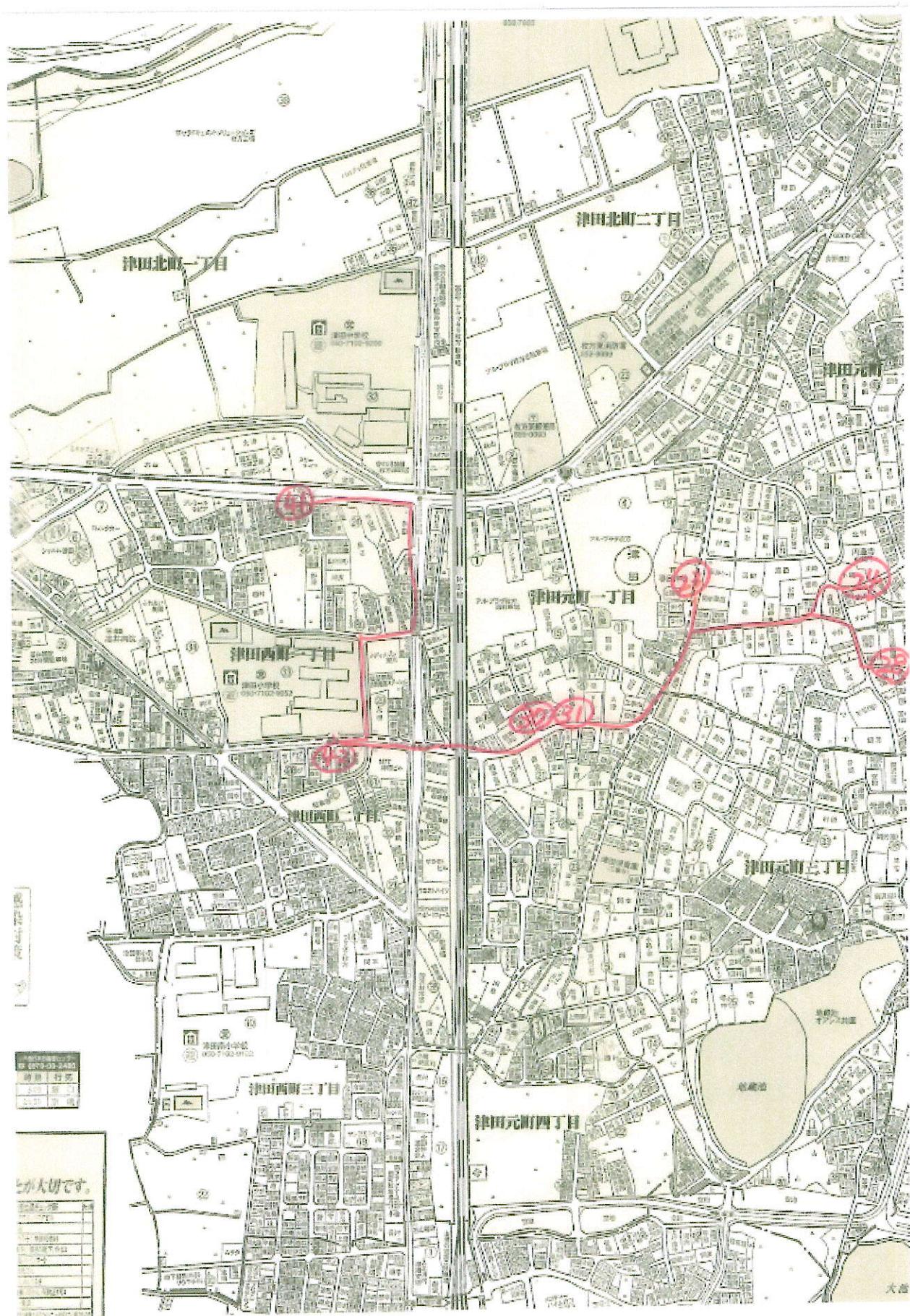
14. 津田小 2 / 7

内部資料



14. 津田小 3 / 7

内部資料



内部資料

14. 津田小 4 / 7





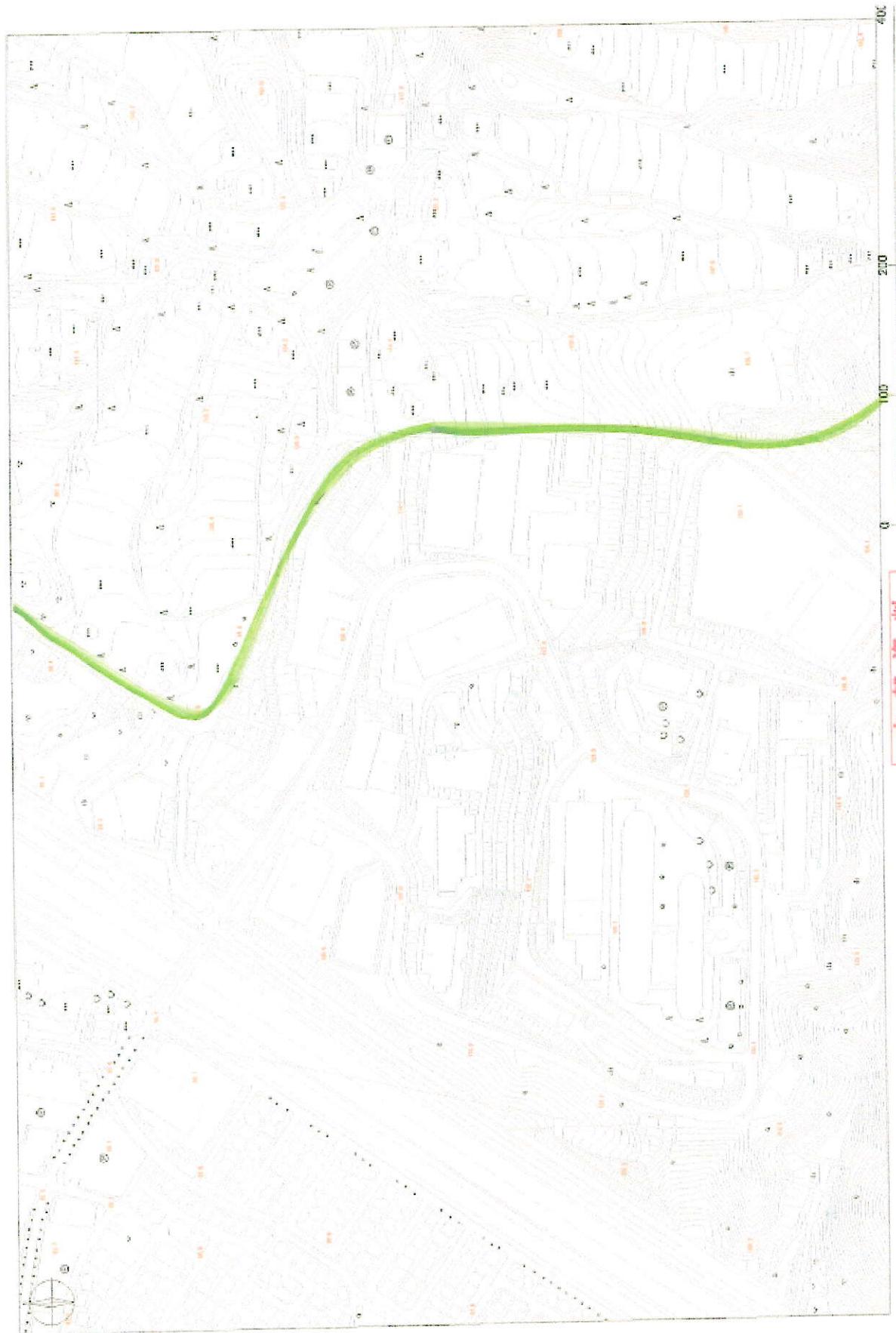


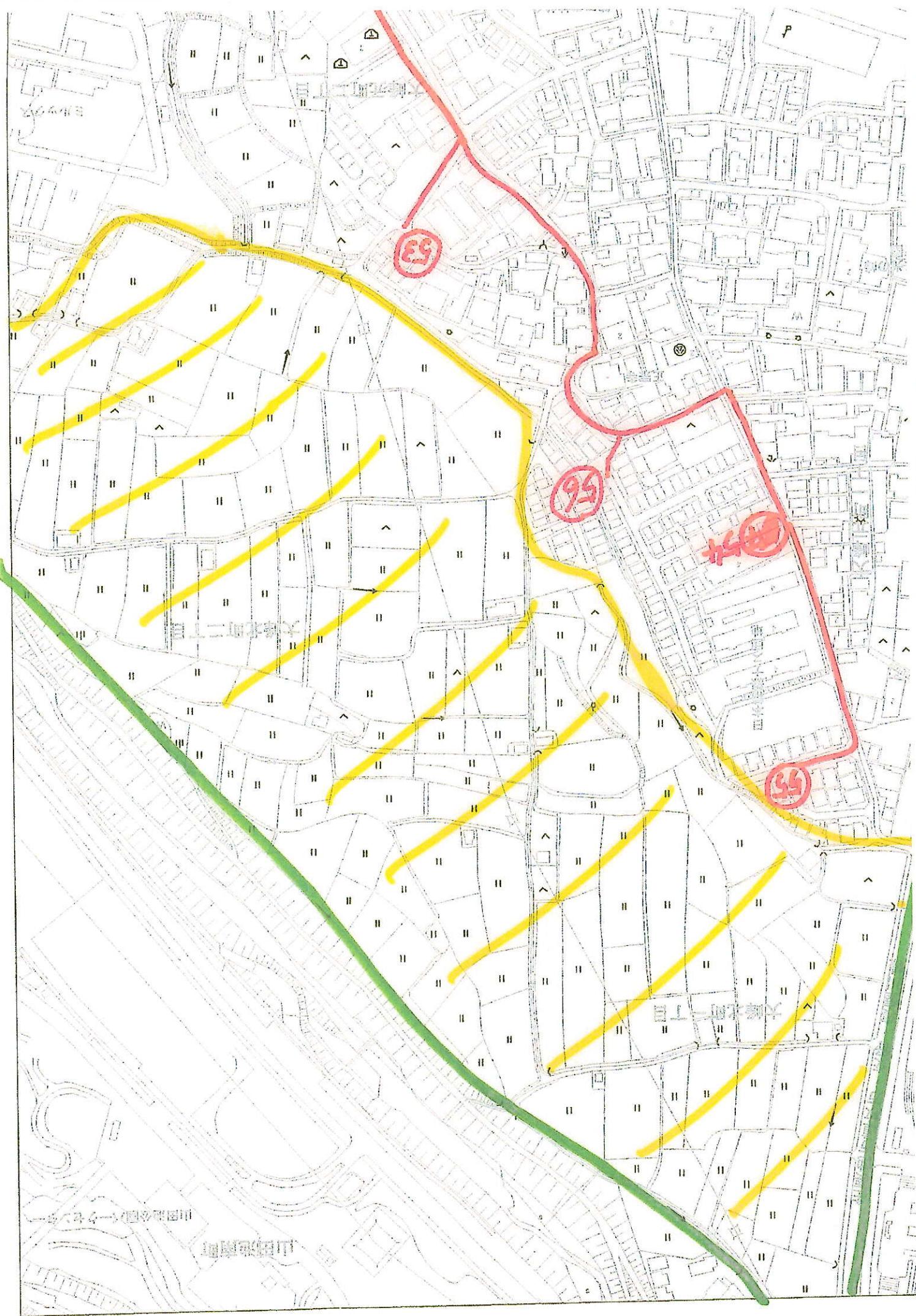
14. 津田小 6 / 7

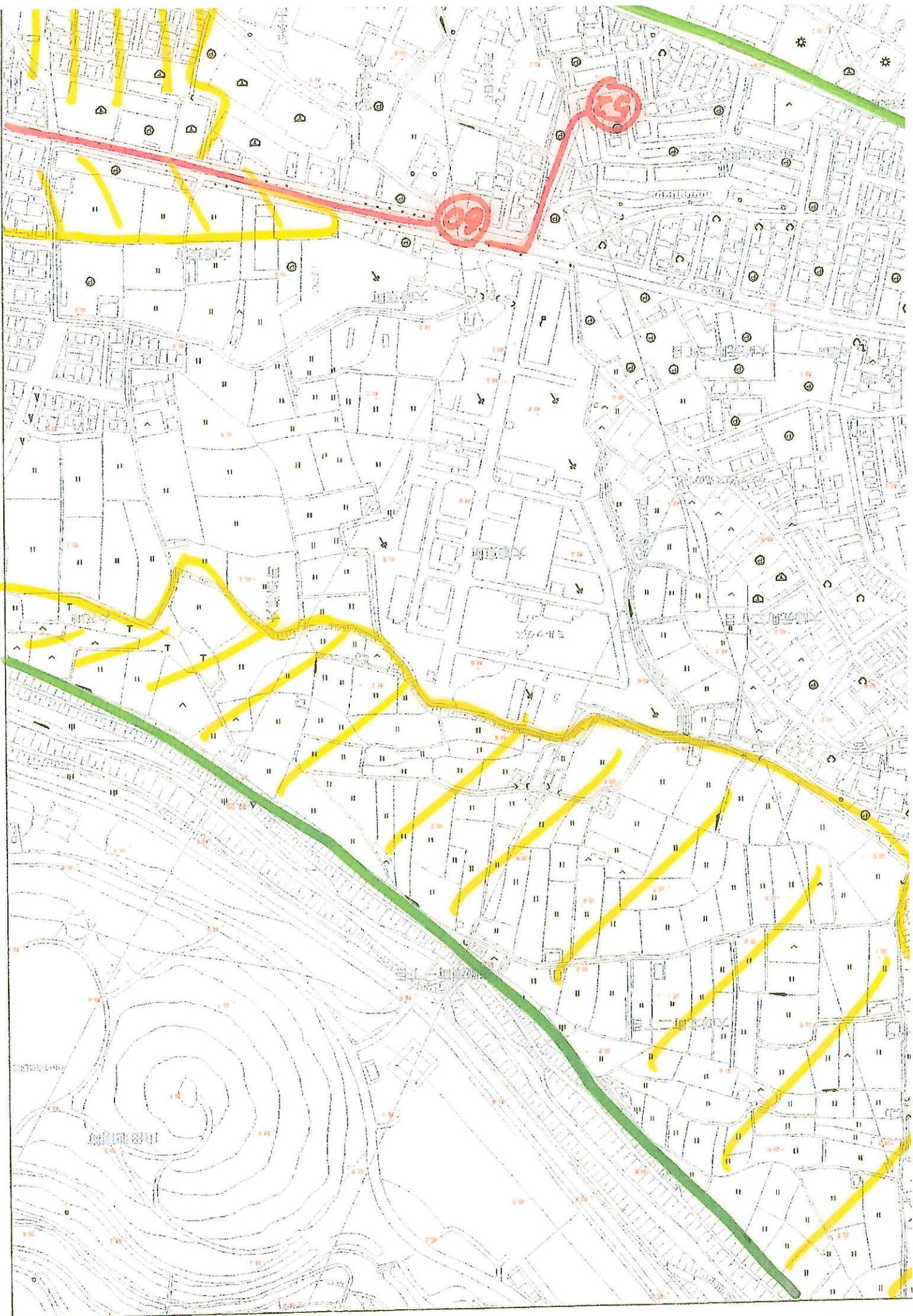
内部資料

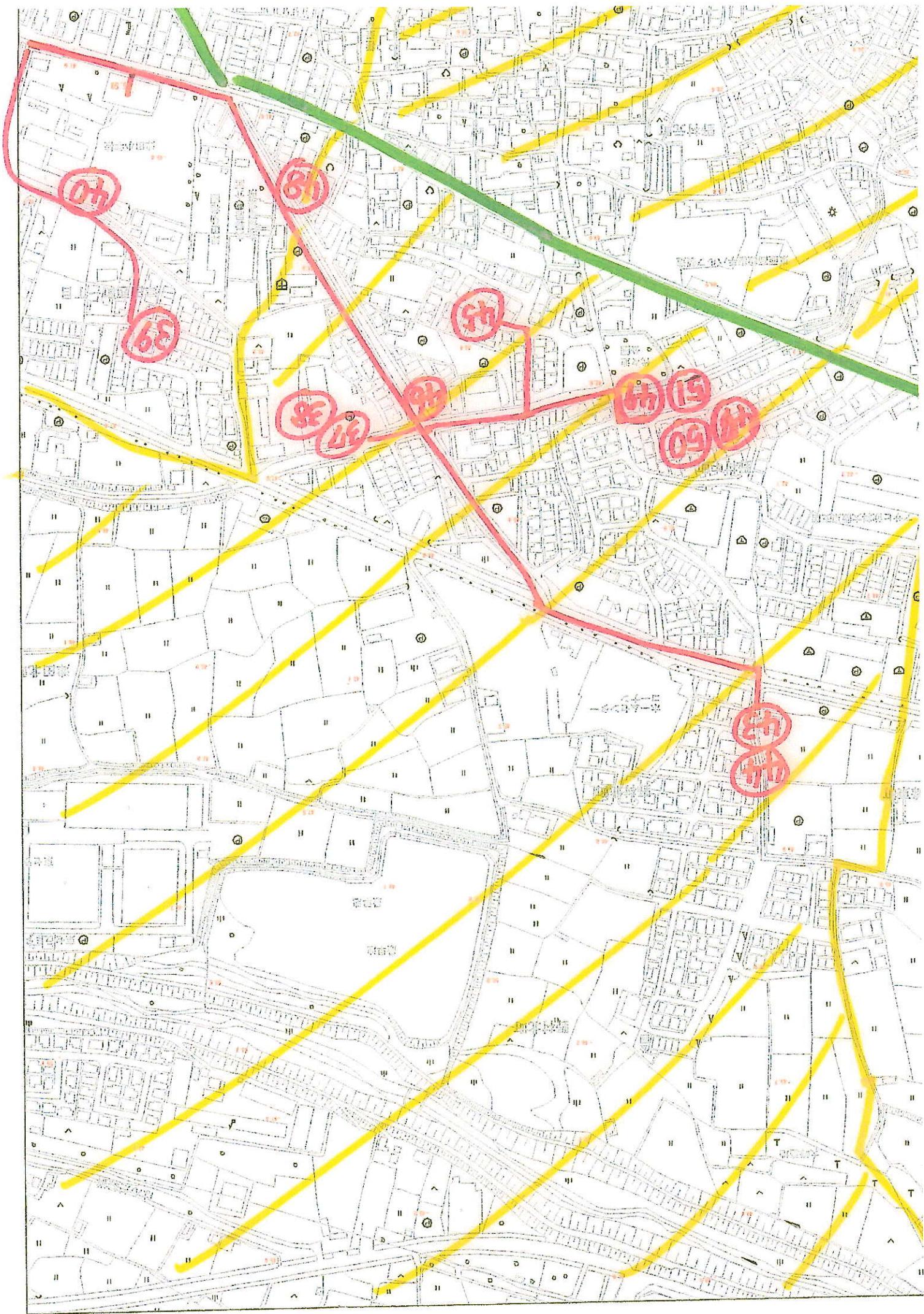
内部資料 |

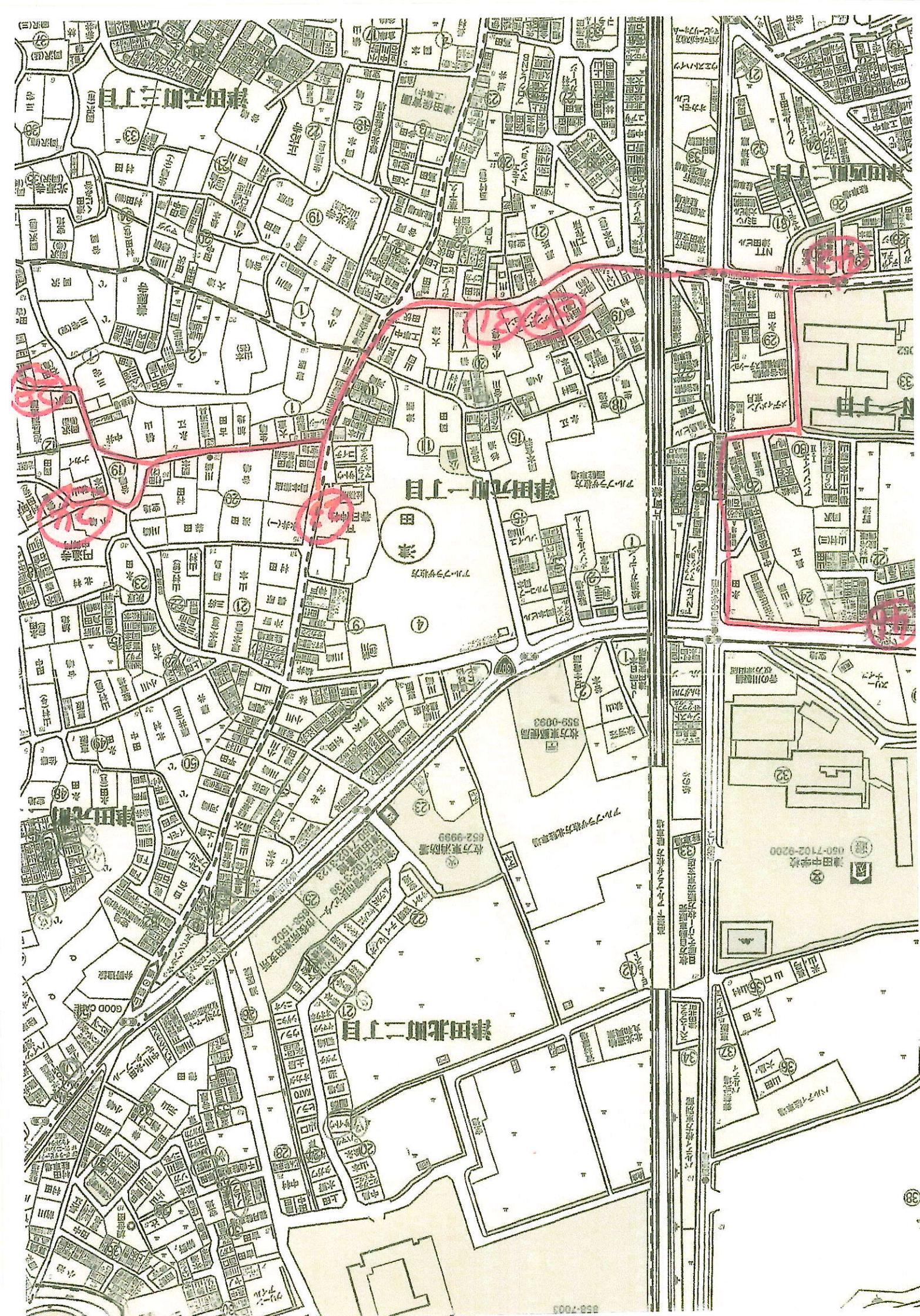
14 建田小 7/7



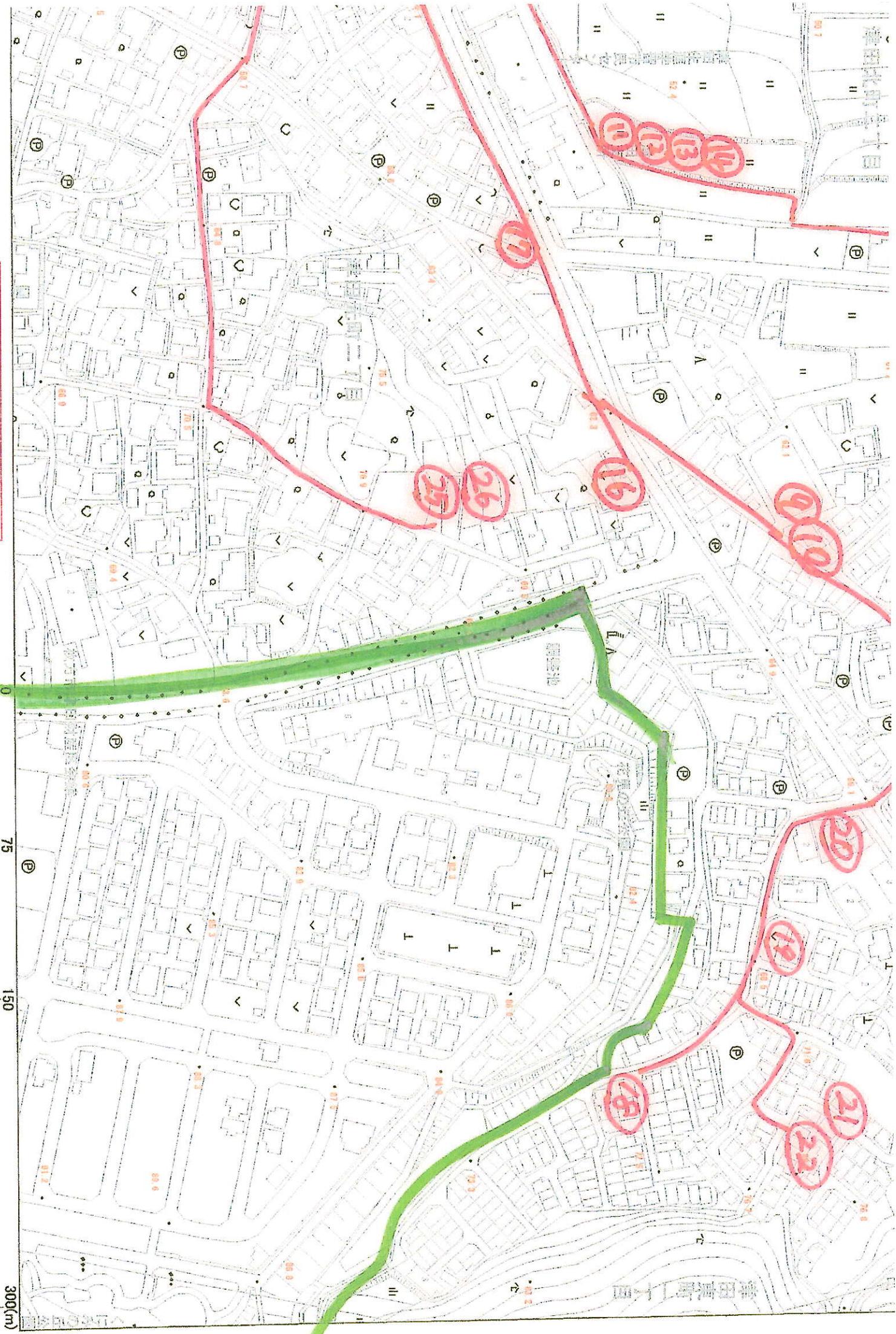








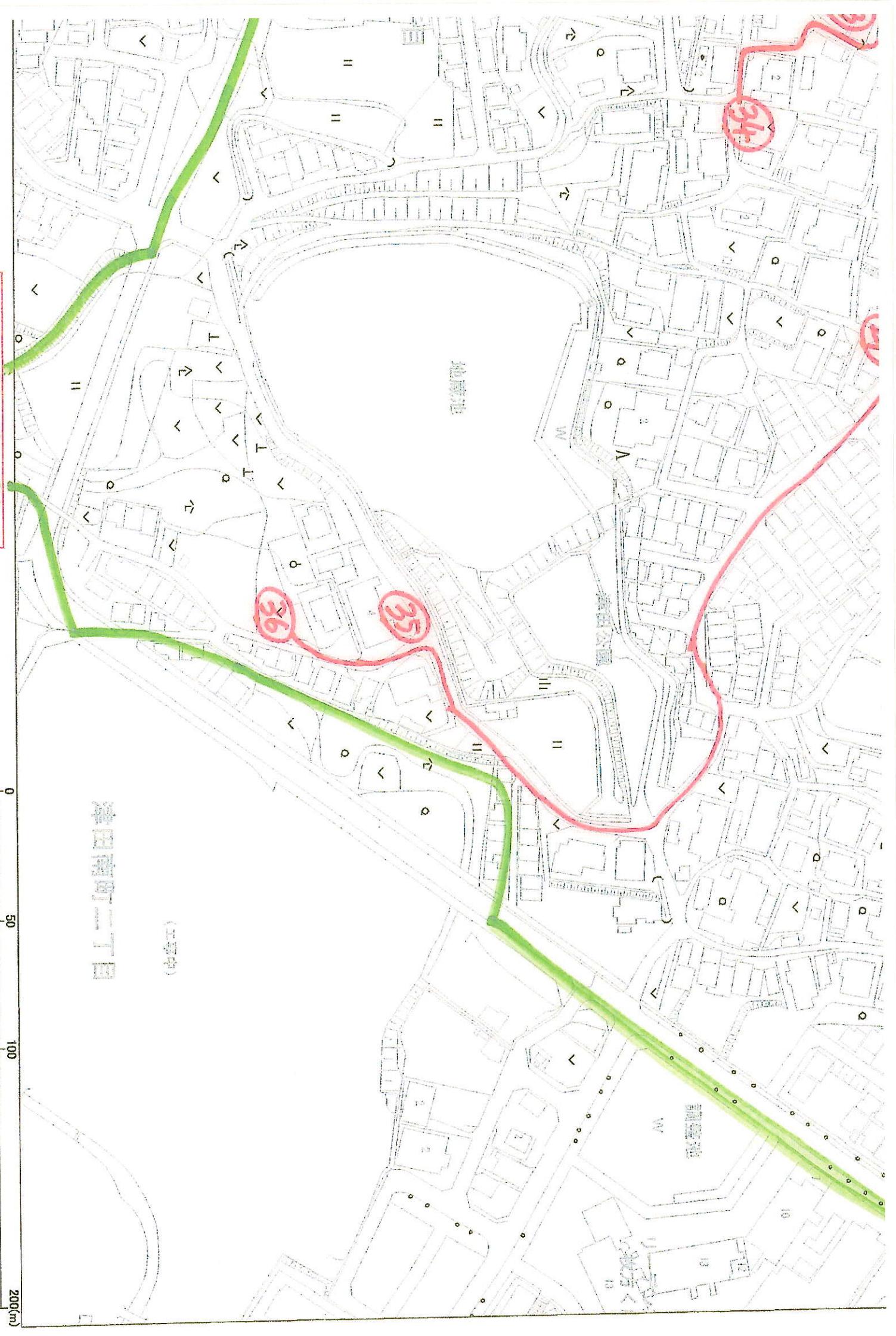
内部資料

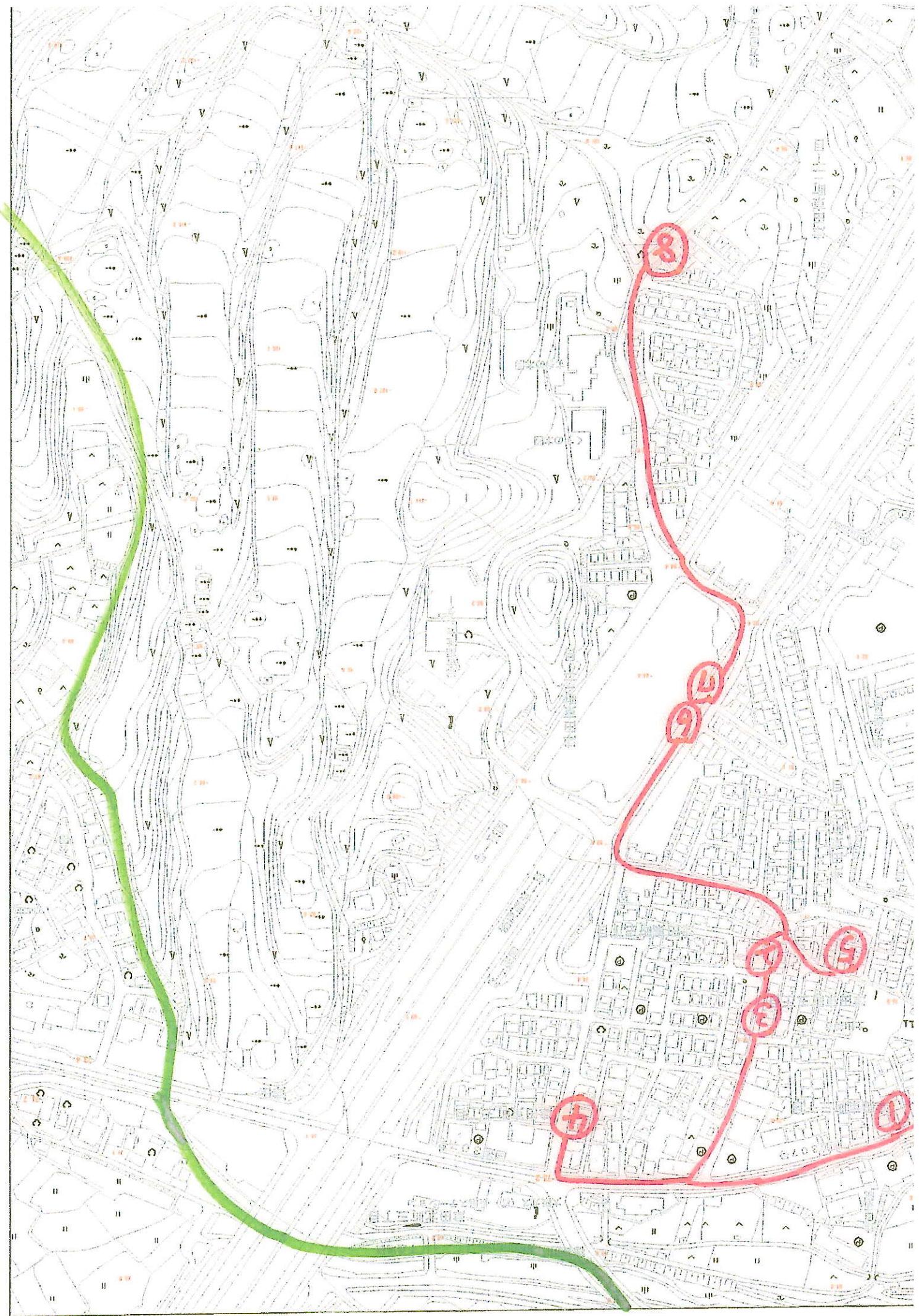


内部資料

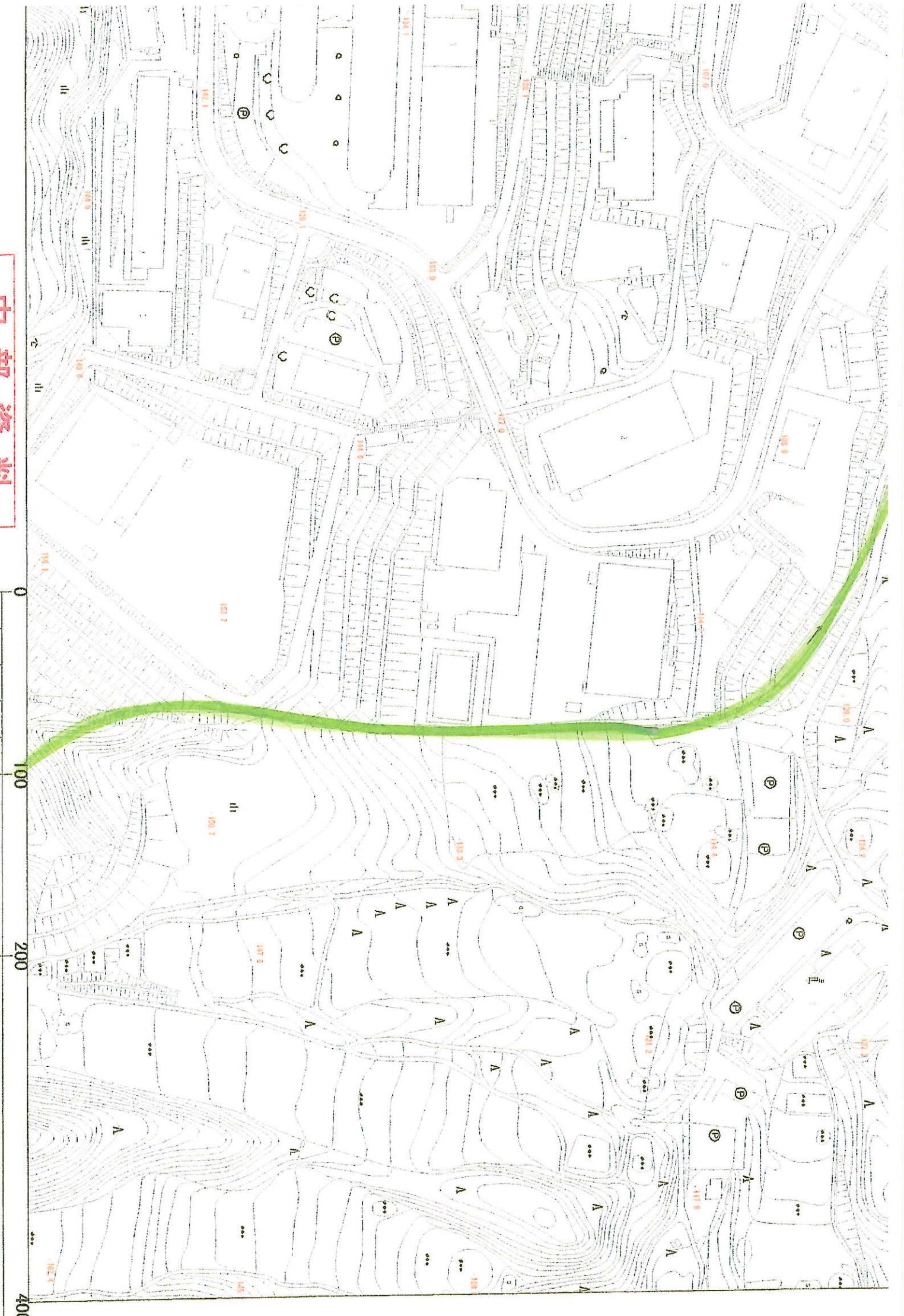
津田南町二丁目

(工事中)





内部資料



7 犯罪被害防止対策

- ・児童がインターネットを利用するときに、犯罪の被害者、加害者にならないために、インターネットを利用するときの危険を保護者や教職員が正しく理解しておく。
- ・保護者と教職員が情報を共有し、学校では「情報モラル」を指導する。
- ・保護者に不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用してもらうなど、児童の年齢や使い方により「レベル設定」をし、児童の安全を守る。